

## 1. 基本方針

避難生活から4年目を迎え、村（地元）を知らない子供達を預かる保育所となった。

このような状況下でも、保育を必要とする子供達のため、当保育所の方針に沿って継続して行くことが目標である。

また、平成27年度から開始される「子ども・子育て支援関連3法」が成立し、現在それらに向けた準備が行われていることから、法に沿った勉強会を行う。

## 2. 具体的施策

### (1) 育む保育の提供

0歳から3歳修了までの3年間で、担任を変えることなく保育する。

（一人ひとりの育ちを把握でき、成長の一連の過程に関わることができ、育むことに力を入れることができる。）

### (2) 安心安全な保育の提供

感染症等の発病から身を守れるよう、清潔と予防の徹底を行う。また、アレルギー等の特異体質の子供の保育には、マニュアル等を作成し事故防止に努める。

室内環境として設備や備品の点検、事故のないようケガ防止策、災害を想定した避難訓練を継続して行う。

### (3) 質の高い保育の提供

「子ども・子育て支援制度」を熟知し、時代に沿った保育が提供できるよう努める。

定期的に自己評価・施設評価を行い、質の向上に努めると共に、ホームページに公表して行くことでスキルアップを図る。

### (4) 計画的な保育の実施

年齢毎の年間保育計画の立案、アセスメント実施による個別計画の立案、避難訓練、防犯訓練、交通指導、食育計画、保健計画を立案。年間を通し計画的に保育を実施し質の高い保育を提供して行く。

### (5) 放射線への不安の解消

モニタリングポストの確認及び毎食材の放射線量を測定、お知らせすることで、少しでも不安を取り除く。